の規定の適用を受ける場合にあつては、」に改め、「、令和２年旧措置法第68条の58第11項、第13項又は第15項の規定により読み替えられた令和２年旧措置法第68条の43第11項、第14項又は第17項の規定の適用を受ける場合にあつてはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数を、それぞれ」を削り、同第五号⑴及び⑵を次のように改める。

⑴　平成23年12月改正法附則第65条第12項又は第16項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは、「当期の月数（適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、当該事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」として記載すること。

⑵　平成23年12月改正法附則第65条第10項、第14項又は第18項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは「当期の月数（適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）」と、「120」とあるのは「120から経過期間（平成24年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日から適格合併、適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間）の月数を控除した月数」として記載すること。

別表十一(十四)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「所得基準額（別表四「45の①」－⑿－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－⑿－別表四の二付表「35の①」）」を「所得基準額（別表四「45の①」）－⑿－（別表四「27の①」）」に、「　　円　　円　　円　　円」を「　　　　　」に、「所得基準額（別表四「45の①」－⑽－⑿－別表四「27の①」）又は（別表四の二付表「48の①」－⑽－⑿－別表四の二付表「35の①」）」を「所得基準額（別表四「45の①」）－⑽－⑿－（別表四「27の①」）」に、「①　　円　②　　円　③　　円」を「①　　②　　③　　」に、「42　　円　　円　　円」を「42　　　　　」に、「④＋⑤＋⑥　　円」を「④＋⑤＋⑥　　」に改め、同表の記載要領第１号中「（以下この号において「令和３年旧措置法」という。）」を削り、「若しくは青色申告書」を「又は青色申告書」に、「以下この記載要領」を「第６号及び第７号」に改め、「又は連結法人で令和３年旧措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合、連結法人で所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第６号及び第７号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農地所有適格法人に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合若しくは連結法人で平成30年旧措置法第68条の64第１項（農業経営基盤強化準備金）に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（同項に規定する認定農地所有適格法人を除く。）に該当するものが同条の規定の適用を受ける場合」を削り、同第四号中「又は別表四の二付表「加算」」を削り、「別表四「47」又は別表四の二付表「50」」を「同表「47」」に改め、同第五号中「又は別表四の二付表「50」」を削り、同第六号中「若しくは平成30年旧措置法第61条の２第３項の規定により益金の額に算入された、若しくは」を「又は平成30年旧措置法第61条の２第３項の規定により益金の額に算入された、又は」に改め、「又は令和２年旧措置法第68条の64第３項（第２号ロに係る部分を除く。）若しくは平成30年旧措置法第68条の64第３項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつたこれらの規定に規定する農業経営基盤強化準備金の金額に相当する金額」を削り、同第七号中「、法人が」の次に「租税特別措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）、所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の」を加え、「若しくは平成30年旧措置法第61条の３」を「又は平成30年旧措置法第61条の３」に改め、「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）若しくは平成30年旧措置法第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第八号中「又は別表四の二付表「加算」」を削り、「別表四「48」又は別表四の二付表「51」」を「同表「48」」に改め、同第九号中「又は別表四の二付表「51」」を削る。

別表十一(十五)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「45の①」）又は（別表四の二付表「48の①」）」を「所得金額総計（別表四「45の①」）」に、「基準事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額」を「基準事業年度終了の日における再投資等準備金の金額」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表のⅠは、法人が震災特例法第18条の３（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。